

南相馬市監査委員公表第7号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表する。

平成30年9月26日

南相馬市監査委員 小澤 政 光

南相馬市監査委員 今 村 裕

記

- 1 監査の種類
定期監査（8月実施分）
- 2 監査の対象
市民課、生活環境課、水道課、下水道課
- 3 監査の範囲
平成29年4月から平成30年3月に実施した事務事業
- 4 監査の着眼点
 - （1）予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
 - （2）事業の管理又は事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか。
 - （3）事務の執行は法令に基づいて適正に行われているか。
- 5 監査の主な実施内容
 - （1）帳票簿冊等の審査
 - （2）監査資料に基づく関係職員からの説明の聴取
- 6 監査の期間
平成30年7月6日～平成30年8月23日まで

7 監査の実施場所及び実施日

対 象 課 等	実 施 場 所	実 施 日 (監査委員監査)
市 民 課	監 査 委 員 事 務 局	平成30年8月23日(木)
生 活 環 境 課		
水 道 課		
下 水 道 課		

8 監査の結果

全般的に法令、予算等に基づき執行され、おおむね適正なものと認められたが、次のとおり指摘事項が1件認められたので、今後については留意し事務にあたられたい。

なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示した。

《指摘事項》

1. 予算の債務負担行為を計上していなかったもの

南相馬市高齢者運転免許証自主返納支援事業については、免許返納者1人につき1回限り、タクシー利用券10,000円分を交付している。利用できる期間は交付決定を受けた日から3年以内となっており、市からタクシー事業者への支払いが翌年度以降にも発生するが、予算の債務負担行為の計上をしていない。

地方自治法第214条により、歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、市が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならないことから適正な予算計上をされたい。(生活環境課)